

TOPICS

平成 21 年度税制改正で創設された贈与税納税猶予制度

平成 20 年度の税制改正においては、平成 20 年 10 月からの「相続税の納税猶予制度」がスタートしたところであるが、それに引き続き、平成 21 年度の税制改正では、「贈与税納税猶予制度」が創設される。【平成 21 年 4 月 1 日以降の贈与から適用】

非上場株式等（中小企業の自社株等）の贈与にかかる軽減措置において、現行の 10% の軽減措置から 3 分の 2 についての納税猶予に改正されることとなり、昨年の相続についての措置と併せて、より柔軟な事業承継のプランニングが可能となった。

1. 贈与税の納税猶予制度の概要

〔1〕制度概要

- (1) 経済産業大臣の認定を受けた非上場会社を営んでいた親族から、後継者が、贈与によりその自社株等の全部を取得し、その会社を営んでいく場合には、その株式等の贈与に係る贈与税の全額の納税が猶予される。（ただし、贈与前から既に後継者が保有していたものを含めて、発行済議決権株式等の総数等の 2/3 に達するまでの部分）

【平成 21 年 4 月 1 日以降の贈与から適用】

- (2) 贈与者の死亡時には、その自社株等については相続により取得したものとみなして、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税額（贈与税に比べて税負担が少ない）を計算する。

その際、経済産業大臣の確認を受ける等の要件を満たした場合には、相続税の納税猶予制度が適用され、生前贈与、相続のいずれの時も、議決権総数 2/3 までの部分については、税負担なく後継者に引き継ぐことができる。

- (3) 議決権総数の 3 分の 2 を超える部分は、当然ながら相続税よりも税負担の多い贈与税が課されることについては留意が必要。

ただ、後継者が、贈与税の納税猶予制度の適用を受けている場合であっても、後継者を含む推定相続人は相続時精算課税制度が利用できる。

〔2〕適用の諸要件

(1) 計画的な承継に係る取組

計画的な承継に係る取組（後継者の確定等）に

関する経済産業大臣の確認を受ける必要がある。（確認基準：相続税の納税猶予の適用要件のうち一定のものを満たす否か）

(2) 先代経営者の要件

先代の経営者（贈与者）は次の要件を満たす必要がある。

- ・会社の代表者であったこと。
 - ・役員を退任すること。
- （先代経営者と同族関係者で発行済議決権株式総数の 50% 超の株式を保有かつ同族内で筆頭株主であった場合）

(3) 認定対象会社の要件

- ・中小企業基本法の中小企業であること。（特例有限会社、持分会社も対象。）
- ・非上場会社であること。
- ・資産管理会社に該当しないこと。

有価証券、不動産、現預金等の合計額が総資産額の 70% を占める会社、及びそれらの運用収入の合計額が総収入金額の 75% 以上を占める会社（事業実態のある会社は除く）。

(4) 後継者の要件

- ・会社の代表者であること。
- ・先代経営者の親族であること。
 - ① 6 親等の血族（甥、姪等）、② 配偶者
 - ③ 3 親等以内の姻族（娘婿等）
- ・20 歳以上であり、かつ、役員就任から 3 年以上経過していること。

- ・後継者と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有かつ同族内で筆頭株主となる場合。(1つの会社で適用される者は1人)

(5) 事業継続要件

- (1) 以下の要件を満たし5年間の事業継続
 - ・代表者であること。
 - ・雇用の8割以上を維持。
(厚生年金保険及び健康保険加入者をベース)
 - ・贈与した対象株式の継続保有
(組織再編を行った場合であっても、実質的な事業継続が行われているときには認定継続)
- (2) 5年経過後は、対象株式を保有していれば猶予は継続。

なお、贈与税の猶予税額の免除要件には、相続税の猶予税額の免除要件に加えて、「先代経営者の死亡」が含まれている。

この場合には、次の様な措置が可能となる。

- ① 先代経営者から後継者に相続があったものとみなして相続税を課税し、
- ② ①で課税された相続税の納税猶予の適用が可能

また、事業継続期間は毎年1回、その後は3年毎に税務署長への届出も必要。

2. その他の主要項目

(1) 利子税の扱い

納税猶予取消しの場合に猶予税額と併せて納付すべき利子税の税率は、特例により2.2% (日銀の基準割引率0.5%の場合)とされた。

また、利子税の本則税率が6.6%から3.6%に引下げられた。

(2) 贈与税の納税猶予制度と相続時精算課税制度との併用

- (1) 後継者が、贈与税の納税猶予制度の適用を受けている場合であっても、後継者を含む推定相続人は相続時精算課税制度を利用可能。例えば、経営者が発行済議決権株式総数の2/3を超える株式を保有している場合に、納税猶予の対象外となる株式を、相続時精算課税による贈与とすること

が可能。

(3) 租税回避行為への対応

【平成21年度税制改正において決定】

- (1) 資産保有型会社の判定において、過去5年間に経営承継相続人及びその同族関係者に対して支払われた配当や過大役員給与等に相当する額を特定資産及び総資産の額に加算する。
- (2) 相続開始前3年以内に経営承継相続人の同族関係者からの現物出資又は贈与により取得した資産の合計額の総資産に占める割合が70%以上である会社に係る株式等については、本特例を適用しない。
- (3) 上記のほか、経営承継相続人等の相続税等の負担を不当に減少させる結果となると認められる行為に対応するための措置を講ずる。

3. 経過措置

(1) 現行の自社株式に係る相続税の10%減額特例の廃止に伴う措置

- (1) 現行の自社株式に係る相続税の10%減額特例は平成21年3月31日で廃止。ただ、既に、当該特例の適用を受けるために、相続時精算課税により贈与された株式については次の経過措置を講じる。

- ・相続時に適用要件を満たしている場合には、10%減額特例を適用

- (2) 贈与を受けた者が後継者で、適用要件を満たしている場合には、相続税の納税猶予を適用。
(平成22年度末までに届出が必要)

(2) 現行の中小オーナー経営者に対する相続時精算課税制度の特例の廃止に伴う措置

現行の中小オーナー経営者に対する相続時精算課税の特例(贈与者の年齢制限を60歳以上に緩和、非課税枠を3,000万円に拡大)を廃止。贈与を受けた後継者が、適用要件を満たしている場合には、相続税の納税猶予を適用。

詳細については中小企業庁ホームページ (<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/>) や、税・会計専門家においてご確認ください。